その他の制度

在日外国人高齢者給付金

制度上年金の受給権を得ることができなかった外国人高齢者に対して、福祉的な給付金を支給します。

サービスの内容

〇下記の対象となる人へ月額1万円を年4回に分けて支給します。

サービスを利用できる人

- 〇北九州市に住民登録を行っている者又は北九州市の被措置者で、次のいずれかに該当する人
 - ① 大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で旧 外国人登録を行っていた人のうち、永住許可又は特別永住資格を受けている人
 - ② 明治44年(1911年)4月2日以降大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で旧外国人登録を行っていた人のうち、昭和36年(1961年)4月1日 以降に日本国籍を取得した人で、年金受給資格期間を満たすことができない人
 - ③ 明治44年(1911年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日前から日本国内で旧 外国人登録を行っていた人のうち、70歳に到達した日以降に日本国籍を取得した人
 - ※ただし、以下のいずれかに該当する場合は支給を停止します。
 - (1) 本人の前年所得が、老齢福祉年金の支給停止となる所得を超えるとき
 - (2) 生活保護を受けているとき
 - (3) 本市の外国人重度障害者給付金を受給しているとき
 - (4) 公的年金及び他自治体から同趣旨で支給されている給付金を受給している人で、当該受給額 が外国人高齢者給付金の支給額を超えるとき

利用方法

〇各区役所高齢者・障害者相談係に申請してください。

<u> </u>	17 1 1 1 1 1 K (M) - 1 K (
問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係	裏表紙参照

障害者控除対象者認定書の交付

精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害のある人又は身体障害のある人に準ずると認められる人等に対し、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

所得税及び住民税の障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

サービスの内容

〇下記認定の対象とされる人又は認定の対象とされる人を扶養している親族に、「障害者控除対象者認 定書」を交付します。

サービスを利用できる人

〇介護保険の要介護認定を受けている人

介護保険の要介護認定調査結果により審査します。

	認定	認定基準	
障害者	知的障害者 (軽度・中度)に 準ずる	認知症度 Ⅱ:日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 Ⅲ:日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
特別障害者	知的障害者 (重度)に 準ずる	認知症度 IV:日常生活に支障を来たすような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 M:著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	
善者 -	寝たきり年長者	寝たきり度 B:屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 C:1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。	

○介護保険の要介護認定を受けていない人

申請の際に、指定医が発行する「身体障害者診断書・意見書(有料)」が必要です。

ただし、「身体障害者診断書・意見書」を取っても診断結果によっては対象とならない場合もあります。

認定		認定基準	
障害者	身体障害者手帳 3~6級に準ずる	身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる3級~6級 の障害に該当	
特別障害者	身体障害者手帳 1~2級に準ずる	身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる1級~2級 の障害に該当	

費用(自己負担額)

〇無料

利用方法

○各区役所高齢者・障害者相談係に申請してください。

参考

〇所得控除額 詳しくは税の窓口でお尋ねください。

	市民税	所得税
障害者	260,000円	270,000円
特別障害者	300,000円	400,000円

問合せ 各区役所高齢者・障害者相談係 裏表紙	参照
------------------------	-----------